

「8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査委託」 に係る提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は6,100千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加条件

参加資格を有する者は、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 令和元年・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録されていること（事業所の所在地は不問）。
- (2) (1)の名簿において、営業種目「各種調査企画(320)」を第1位に登録し、細目「A：市場・世論調査」及び「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」に登録していること。
- (3) 次に挙げるいずれかの実績を有すること。
 - ア 国又は地方自治体から過去5年以内（平成26年以降）に、都市間比較または都市間連携に関する調査業務を受託した実績があること
 - イ 「連携中枢都市圏ビジョン」の策定支援業務を受託した実績があること
 - ウ 過去5年以内（平成26年以降）に、複数の地方自治体の総合的な計画の策定支援業務または策定に関する基礎的調査業務を受託した実績があること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥る恐れがないと横浜市が認めたものを除く）でないこと。
- (9) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部最近改正平成31年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (10) 8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査委託の完了まで、業務を履行できること。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、「(4)提出書類」ア～エの書類を提出して参加表明を行ってください。

- (1) 参加意向申出書（様式1）の提出期限
提出期限 令和元年7月11日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市政策局大都市制度推進課 担当 小牧・志村
所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-4082

- (3) 提出方法 郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は持参
（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、政策局大都市制度推進課にて受け付けます（以下、同様）。

(4) 提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ア 参加意向申出書（様式1） | 1部 |
| イ 誓約書（別紙1） | 1部 |
| ウ 委託業務経歴書（別紙2）及び契約書等の写し | 1部 |
| エ 提案資格確認結果通知書の返信用封筒 | 1部 |

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記の上、82円分の切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

- ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず提案資格確認結果通知書（様式2）を郵送します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式6）を送付します。
- イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに横浜市政策局大都市制度推進課まで提出してください。
- ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答します。

5 質問書（要領-1）の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和元年7月24日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市政策局大都市制度推進課 担当 小牧・志村
所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-4082
E-mail ss-kouiki@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
（注意）・持参以外は着信確認を行ってください。
・持参又は郵送の場合は、質問書に回答送付用の電子メールアドレスを必ず明記してください。
- (4) 回答日及び方法 令和元年7月30日（火）電子メールにより送付します。

6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式5及び要領-2～6）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします（要領-5を除く）。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。
- ア 業務実施体制について（要領-2）

イ 予定技術者（資格者）の経歴等について（要領-3）

業務実施体制（要領-2）に記載した全ての予定技術者について、今回業務と同種・類似業務を中心に経歴等を記入してください。

ウ 予定技術者（資格者）の同種・類似業務実績について（要領-4）

業務実施体制（要領-2）に記載した全ての予定技術者について、本業務に生かせると考えられる同種・類似業務の実績及び成果を詳細に記入してください。

エ 提案内容について（要領-5）

用紙の大きさはA3版横（片面）、1項以内とします。

オ 提案書の開示に係る意向申出書（要領-6）

(4) 提案内容は、次の課題に対する提案とします。

課題：①「8市が連携する意義や背景の明確化」、「8市の現状の可視化」、「2040年頃を見据えた『行政サービスの維持・向上』に関する連携施策の検討」に有効な基礎的データの項目を提案してください。

②①のデータに加え、2040年頃の行政サービスの維持・向上に影響を及ぼすと考えられる外部環境変化を整理し、8市全体、市別または地域別の将来見通しを分析するに当たり、有効な手法をその理由と合わせて提案してください。

(5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図、イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、評価委員会の資料はモノクロ複写となりますので、見易さに配慮をお願いします。

(6) その他提出書類

提案書評価基準における「企業としての取組」について、該当するものがある場合は次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	1部
女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし）の取得	「認定通知書の写し」	
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得	「認定通知書の写し」	
よこはまグッドバランス賞の認定の取得	「認定通知書の写し」または「認定書の写し」	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している（従業員45.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員45.5人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）	

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）
- イ 提出期限 令和元年8月6日（火）午後5時まで（必着）
- ウ 提出先 4(2)に同じ
- エ 提出方法 持参又は郵送

（注意） ・ 郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	政策局第2入札参加資格審査 ・ 指名業者選定委員会	8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	政策局 総務部長 総務課長 大都市制度推進課長 政策課長（又は政策課担当課長） 国際園芸博覧会招致推進課長 男女共同参画推進課長 報道担当課長 共創推進課長 大学調整課長 基地対策課長 （又は基地対策課担当課長）	委員長 政策局総務課長 副委員長 政策局共創推進課長 委員 総務局人事課組織定数担当課長 委員 総務局行政・情報マネジメント課長 委員 財政局財政課財政調査担当課長 委員 財政局公共施設・事業調整課長 委員 市民局区連絡調整課長

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式7）により通知します。

- (1) 通知日 令和元年8月下旬までに通知します。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルは、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- (5) 提出された書類は、返却しません。

12 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、プロポーザル関係書類提出要請書及び特定されたプロポーザル等の内容に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
プロポーザルを特定した者は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。